

2016 ため池フォーラムinわかやま

ため池の恵みを未来へ ～地域の安心と歴史の継承～



ため池フォーラムの様子

10月20日、和歌山県のホテルアバローム紀ノ国で「2016ため池フォーラムinわかやま」が開かれ、全国から約560人が参加した。ため池が築堤された歴史や点検・維持管理等の重要性について再認識するとともに、近年のゲリラ豪雨や近い将来起こるとされている地震に備えた改修の取り組みについて全国に発信するために開催されたフォーラムであった。

土地改良事業設計指針「ため池整備」改訂委員会委員をされた関西大学小林教授の基調講演では、最近の地震、豪雨等によるため池の決壊事例の紹介、また、国内外のダム・ため池決壊のメカニズムを詳しく説明していただいた。和歌山県では約5,500箇所の農業用ため池があり、ほとんどが江戸時代以前に築造されたもので老朽化が進んでいるため、南海地震、近年頻発するゲリラ豪雨に対する防災・減災対策は喫緊の課題であるとのことであった。そこで、前述した課題も含め、「県民の生命と財産を守る」とする県の方針により洪水吐改修や緊急放流設備の部分改修を取り入れた「ため池改修加速化計画」を平成25年3月に策定し、従来の、ため池利水対策から“防災・減災対策”に切り替え、全面改修、部分改修といったハード整備、低水位管理やハザードマップ作成などのソフト対策と併

せ限られた予算で多くのため池を対象に波及させる計画は非常に有効な手段だと思った。

また、21日に開かれた現地見学会では紀の川市平池緑地公園等に赴いた。平池は、和歌山県では県下最大級のため池、県下有数の野鳥の生息地、貴重な水生植物の生育地、また、貴志川流域は文化財が多いことから、「紀州の飛鳥」と呼ばれている多様な要素をあわせもっている素晴らしいため池であった。転倒式の洪水調節ゲート、富栄養化防止のための好気性処理装置もあるなど周辺地形、自然環境と歴史的空間を育むために、いろいろ工夫された対策がとられていた。

今回のフォーラムを通じて、従来のため池全面改修（堤体、洪水吐、取水設備等）だけでなく、今後、本県でも県営ため池等整備事業に該当しない比較的小規模のため池において、地震あるいは集中豪雨により浸透破壊、浸食破壊にも対応できるように部分改修（洪水吐、緊急放流設備等）を適用してはどうかと思った。



平池緑地公園



洪水吐 越流部転倒式ゲート



“仁井田大根”へのチャレンジ

昨年に引き続き、「水土里の野菜倶楽部」主催の「仁井田大根」の「栽培～漬物」講習会が開催される。「仁井田大根」は今では「まぼろしの大根」ともいわれ、仁井田地区でも珍しいものとなっている。

現在、本団体では秋田県農林水産部農山村振興課事業である「Akita活力人」ちいき応援事業を実施している。本団体が行っている事業は、活力人等農山村地域の活性化に取り組む構成員が、地域住民と協力し、耕作放棄地を活用した伝統野菜の復活・特産品化や、小学校との連携による農作業体験の実施など、地域の特色を活かした活動を実施している。

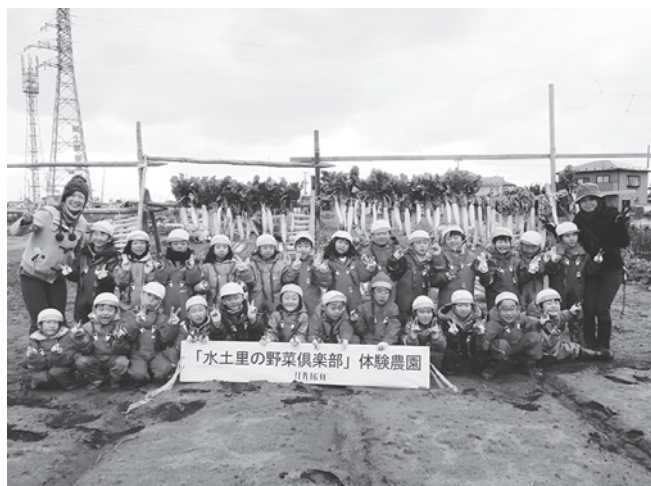


今年は、昨年のほぼ2倍の7a程度の栽培となるが、種の保存を含め、加工・販売等を見据えた活動を行っている。

8月4日には、水土里の野菜倶楽部・体験農園（仁井田大野）で「仁井田大根」の種蒔が実施された。野菜倶楽部の会員、申し込みのあった市民の皆様、地元農家の皆様、インターシップの学生ら併せて20名が参加し、「仁井田大根」が、丁寧に播種された。

また、11月16日には仁井田地区の「認定こども園」の園児による収穫体験も実施された。その後、掘り出した大根を、体験農園内に「はさがけ」（天日干し）している。最近では見られなくなった風景でもあるので、是非、ご一見を！

干し上がった大根は、新旧取り混ぜた手法での「漬け物」講習会及び試作・販売することとしており、試食会も予定している。農園内には、同仁井田地区の伝統野菜である「仁井田さしびろ」「仁井田青菜」も作付けしている。



第139回秋田県種苗交換会協賛行事「農業農村整備フェア」



【期間・場所】

- 期 間 10月29日(土)～11月4日(金)
- 場 所 協賛第1会場「湯沢雄勝広域交流センター」

【秋田魁新報記事】

- 期間中の来場者は、75万3千人(主催者発表)

【集計】

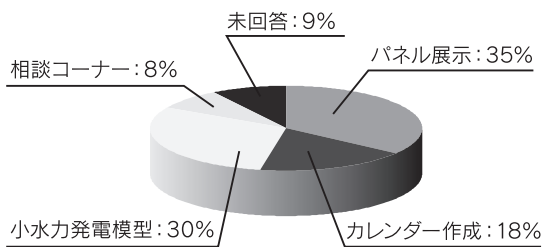
- カレンダーコーナー…………… 780件
- アンケート協力者…………… 1106件
- 土地改良相談コーナー…………… 12件
- 小水力発電に足をとめた人…………… 630名(概算)
- 入場者数 約2,000人(引継日誌より概算)



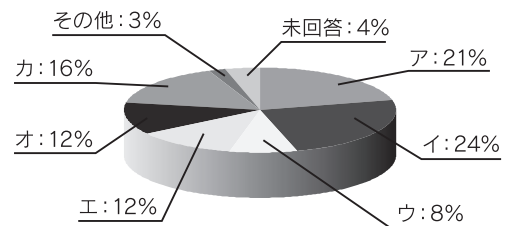
土日に大雨や台風並みの風、寒波などに見舞われ、来場者数は平年より5万人ほど少なかったものの(昨年より1万5千人少ない)、東北各地からアクセスの良い開催地ということから、観光バスなどで特に宮城などからの団体で盛況となった。来年は、由利本荘市で開催される。

【アンケート結果】

◆「農業農村整備フェア」の中で、一番印象に残ったコーナーや展示は何でしたか？

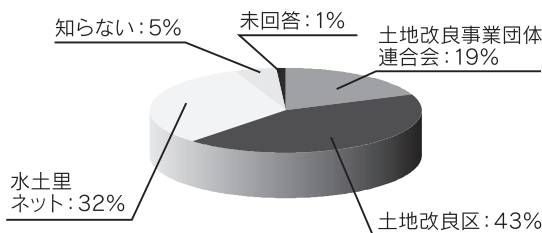


◆農業農村整備の効果的なPR方法は何だと思いますか？

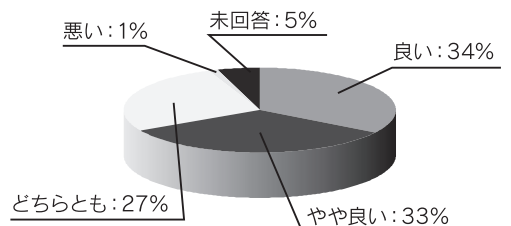


ア. 農業農村整備フェアのようなブースでのPR
 イ. 土地改良施設巡りや水土里のみちウォーキングなどの参加型イベント
 ウ. 語り部交流会のようなイベント(歴史の語り、フォーラム等)
 エ. ホームページによる情報発信 オ.パンフレットや情報誌による情報発信
 カ. 田植えや稲刈りなどの農業体験

◆以下の組織をご存じでしたか？



◆それらの組織についてどのような印象をお持ちですか？



※小水力発電模型の前では、昨年に引き続き沢山の来場者が足を止めて説明に聞き入って下さり、大変好評であった。今後も、実際に目で見て体験できるような展示を増やしなが、農業農村のPRを行っていきたい。

平成28年4月1日から施行された改正行政不服審査法について、前号では、改正前と改正後で、土地改良区に対し不服申立がされた場合の審理の仕方がどのように変わってくるのかを説明しました。今回は、①どのような場合に組合員等から不服申立(審査請求)がされるかと、②教示文の変更について説明したいと思います。

なお、この説明は、あくまでも個人的な見解であり、本会の公式な見解ではないことをご了解下さい。

1 行政不服審査法上の不服申立(審査請求)がされる場合について

土地改良区が次のことを行った場合に、組合員等が土地改良区理事長に対し行政不服審査法に基づく不服申立(審査請求)を行う可能性があります。

- ① 経費に充てる金銭等の賦課(§36Ⅰ)
 - ② 加入金・特別徴収金(§36Ⅲ、§36の2)の徴収額の決定
 - ③ 賦課金等の督促(39Ⅰ)
 - ④ 組合員資格喪失による決済(§42Ⅱ)
 - ⑤ 一時利用地の指定(§53の5Ⅰ)
 - ⑥ 使用収益の停止(§53の6Ⅰ)
 - ⑦ 一時利用地指定・使用収益停止の場合の損失補償・利益徴収(§53の8Ⅰ、Ⅱ)の金額の決定
 - ⑧ 地区除外、及びその申出の拒否(§66)
 - ⑨ 障害物の移転等(§119)
 - ⑩ 急迫の場合の土地の使用等(§120)
- ※ 以上の例は、不服申立が行われる主要な事例です

なお、滞納処分を行った場合にも、組合員から土地改良区に不服申立がされることがあります。この不服申立も基本的に行政不服審査法上の手続で審理されますが、申立期間や訴訟提起前に不服審査が必要など地方税法上の特則がありますので、注意が必要です。

2 法改正で教示文がどのように変わるのか

書面で上記のことをしたときには、不服申立に関する教示文を付すこととなりますが、法改正に伴い教示文の変更が必要です。以下に教示文の例を掲げます。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、**3か月**【注：上記①～④については、30日】以内に理事長に対して**審査請求**をすることができます。
- 2 この処分については、**審査請求**のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に土地改良区を被告として(訴訟において土地改良区を代表するものは理事長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、**審査請求**をした場合には、処分取消しの訴えは、その**審査請求に対する裁決**があった日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1、2の期間が経過する前に、この処分(**審査請求**をした場合には、その**審査請求に対する裁決**)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、**審査請求**や処分取消しの訴えの提起ができなくなります。なお、正当な理由があるときは、1、2の期間や上記の期間を経過した後であっても**審査請求**や処分取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

なお、太字下線の部分が、今回改正で変更となった箇所です。賦課通知書などの発行の際には、上記の教示文例を参考にして下さい。
(事業調整センター 加藤)